

青森県報

第二千六百十三号

平成十八年
四月七日
(金曜日)

目 次

告 示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更.....	(市 興町 課村)	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....	(高 齢 福 祉 保 険 課)	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定.....	(同)	三
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定.....	(同)	三
公 告		
土地改良区連合の定款変更の認可.....	(農 村 整 備 課)	四
県営土地改良事業計画の決定.....	(同)	四
県営土地改良事業計画変更の決定.....	(同)	五
総合的見地からした設計による一敷地内建築物の認定.....	(建 築 住 宅 課)	五
総合的見地からした設計による一敷地内建築物の認定の取 消し.....	(同)	五
開発行為に関する工事の完了.....	(同)	五
建築業者の許可の取消し.....	(三 八 地 域 民 局)	五
右 同.....	(同)	六
右 同.....	(青 森 県 土 地 整 備 事 務 所)	六
右 同.....	(十 和 田 県 土 地 整 備 事 務 所)	六

告 示

青森県告示第三百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、大間町長から大間町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、次の一の土地を大間町大字大間字奥戸下道に、次の二の土地を大間町大字奥戸字小奥戸に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十八年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 下北郡大間町大字大間字奥戸下道四五の一〇〇に隣接する公有水面埋立地並びに字奥戸下道四五の一〇〇、大字奥戸字小奥戸三八四から三八六までの地先公有水面埋立地 一三、一八〇・九九平方メートル
- 二 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸三七六、三七七の一、三七七の二、三七八から三八二までの地先公有水面埋立地 二五、三三五・二九平方メートル

青森県告示第三百三十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	指定居宅サービス事業者 の主たる事務所 の所在地又は 住所	居宅サービス の種 類		居宅サービス事業を 行 う 事 業 所	指 定 年 月 日
		名	所在地		
有限会社サニ ーライフ	西津軽郡深浦 町大字柳田字 桜田三四の五	認知症対 応型共同 生活介護	グループ ホームサ ニール アイ	西津軽郡深浦 町大字柳田字 桜田三四の五	平成 一八・三・ 一四

株式会社 十五番建材株 式会社	有限会社 友情	株式会 社ビー エス	有限会 社ジヤ ストサ ービス	株式会 社クロ ミツ	株式会 社東北 化学薬 品株式 会社	株式会 社シバ タ医理 科	株式会 社東北 システ ム株式 会社	株式会 社ライ フサポ ート	津軽保 健生活 協同組 合	社会福 祉法人 和幸園	社会福 祉法人 青森県 すこや か福祉 事業団	株式会 社ニチ イ学館
豊田六 一の三 字	町黒石 市大字 上二五 の二	町黒石 市大字 上一五 の一	内黒石 市大字 飛内五 二	ノ黒石 市大字 柵四の 一九	一弘前 市大字 神一丁 目三の 一	一弘前 市大字 高田三 丁目七 の一	一弘前 市大字 神田一 丁目二 の一四	七弘前 市大字 高崎二 丁目七 の七	二弘前 市大字 田五丁 目二の 二	八青森 市大字 野尻四 の三	青森市 中央三 丁目二 〇の三 〇県民 福祉フ ラザ三 階	二東京 都千代 田区神 田駿河 台二丁 目九
特定介 護予防 福祉社 用具販 売	特定介 護予防 福祉社 用具販 売	特定介 護予防 福祉社 用具販 売	特定介 護予防 福祉社 用具販 売	特定介 護予防 福祉社 用具販 売	特定介 護予防 福祉社 用具販 売	特定介 護予防 福祉社 用具販 売	特定介 護予防 福祉社 用具販 売	特定介 護予防 福祉社 用具販 売	特定介 護予防 福祉社 用具販 売	通所介 護予防 福祉社 用具販 売	介護予 防福祉 社用具 販売	特定介 護予防 福祉社 用具販 売
株式会 社十五 番建材 社	介護サ ービス 「ゆつし ょ」	株式会 社ビー エス	有限会 社ジヤ ストサ ービス	ライフ サポー ト元氣	株式会 社東北 化学薬 品株式 会社	株式会 社シバ タ医理 科	株式会 社東北 システ ム株式 会社社 介護部	介護用 品販売 「レナ タルキ ズ」	津軽保 健生活 協同組 合	セイサ ービス 和幸園 浅虫事 業所	ヘルパ ーステ ーション 「あん じょう 」	センタ ーリス クエア 和
豊田六 一の三 字	町黒石 市大字 上八〇 の四	町黒石 市大字 上一五 の一	内黒石 市大字 飛内五 二	ノ黒石 市大字 柵四の 一九	一弘前 市大字 神田一 丁目三 の二	一弘前 市大字 高田三 丁目七 の一	一弘前 市大字 神田一 丁目二 の一四	七弘前 市大字 高崎二 丁目七 の七	二弘前 市大字 田五丁 目二の 二	の青森 市大字 野尻四 八	の青森 市大字 浜八五 の一	町十和 田市稲 生四の 二三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一六・ 三・二 七	〃

公 告

土地改良区連合の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第三十条第二項の規定により、岩木川地区土地改良区連合の定款の変更を平成十八年三月二十九日認可したので、同法第八十四条において準用する同法第三十条第三項の規定により公告する。

平成十八年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、下相野地区の県営土地改良事業（一般農道整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

二 土地改良事業計画書の写し

三 縦覧の期間

平成十八年四月十日から同年五月十日まで

三 縦覧の場所

つがる市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、田の沢地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

平成十八年四月十日から同年五月十日まで

縦覧の場所

平内町役場

総合的見地からした設計による一敷地内建築物の認定

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定により、一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「総合的見地からした設計による一敷地内建築物」という。）の認定をしたので、同条第八項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 総合的見地からした設計による一敷地内建築物に係る一団の土地の区域
上北郡おいらせ町三本木一二五の一の一部及び境田一九の二二の一部
- 二 一に掲げる区域等を表示した図書を縦覧に供する場所
青森県県土整備部建築住宅課

総合的見地からした設計による一敷地内建築物の認定の取消し

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の五第二項の規定により、一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「総合的見地からした設計による一敷地内建築物」という。）の認定を取り消したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

取り消した総合的見地からした設計による一敷地内建築物に係る一団の土地の区域
上北郡おいらせ町三本木一二五の一の一部及び境田一九の二二の一部

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上北郡おいらせ町立蛇二四の一、二四の三から二四の九、三八の一、三八の七、三八の八、三九の一、三九の四から三九の六及び一五の〇から一五の二二	十和田市東二十三番町一の一 株式会社不動産センター十和田
三戸郡五戸町大字豊間内一の九三二の一の一部、一の九三三の一の一部及び一の七七二の一部	三戸郡五戸町字古館二の一 五戸町長

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東邦建設株式会社
- 二 代表者の氏名 佐々木 正雄
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽二丁目一八の四
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一三) 第八一七九号
- 五 取消年月日 平成十八年三月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 建築工事業に係る特定建設業の許可

平成十八年二月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社田名部組
 - 二 代表者の氏名 田名部 政志
 - 三 主たる営業所の所在地 八戸市石堂二丁目一の一
 - 四 許可番号 青森県知事許可(特 一七) 第三〇二四二号
 - 五 取消年月日 平成十八年三月二十四日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 管工事業に係る特定建設業の許可
- 平成十八年三月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社金澤組土建
- 二 代表者の氏名 金澤 清人
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡四四の五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一三) 第一〇九〇七号
- 五 取消年月日 平成十八年三月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 造園工事業に係る一般建設業の許可

平成十八年三月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 大泉建設株式会社
 - 二 代表者の氏名 小泉 國雄
 - 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四八四
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般 一五) 第一一九一三号
 - 五 取消年月日 平成十八年三月二十八日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 電気、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 平成十八年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭